

幸手市テニス協会細則

2013.04.07

第1項 総則について

(会則第3条)

1. 協会にて開催する大会は、以下とする。

- ① 団体戦（4月）
- ② 協会選手権大会（秋季県大会予選）（5月）
- ③ ミックスダブルス大会（8月）
- ④ ミックスダブルス団体戦（11月）
- ⑤ 春季県大会予選（3月）

②⑤の大会の詳細は別紙（大会運営規則）に規定する

2. 市民体育大会

① クラスは、成人部門で男性・女性でそれぞれ一般、壮年、ベテラン。

ミックスダブルスで一般、壮年、ベテラン

ジュニア部門で中学生以下、小学生（5・6年以下）、小学生（3・4年）

3. 県大会への選手派遣について

シングルス 男女各2名、ダブルス 男女各2ペアを派遣する。

県大会出場者に対し県大会参加費の半額を補助する。

(参加費補助 $8 \times 2,000 = 16,000$)

4. その他大会への選手派遣について

東部春季W大会への代表者は春季県大会予選会により決定する。

東部秋季S大会への代表者は協会選手権大会により決定する。

第2項 協会加盟について

(会則第7条)

1. 団体加盟時の条件

- ① 活動拠点を幸手市及び近隣市町村であること
- ② 団体の会長が幸手市在住、在勤、近隣市町村にあり会議、活動に参加できること
- ③ 団体の加盟者が10名以上であること
- ④ 協会の活動に協力すること

2. 個人加盟者の条件

- ① 幸手市に在住又は在勤の人
- ② 協会の活動に協力すること

(会則第8条)

2. 加盟団体の会費は、1団体、年額1万円とする。

個人加盟者の会費は、年額3千円とする。

3. 下記の団体については、団体の性質に鑑み、賛助会員とする。会費相当額を補助金として交付することより、会費の徴収は行わない。

(1) あすなるクラブ

第3項 役員について

(会則第14条)

1. 常務理事会のメンバーは、4名とする。

内2名は、協会加盟3年以上で本会の運営に貢献している団体理事より会長が選任し、任期は2年とする。再任を妨げない。

その他2名は、上記2名以外の人より、会計、広報委員、体協理事、東部地区役員の順に選任し、任期は1年とする。

(例) 常務理事2名が、会計と体協理事に任命された場合は、広報委員と東部地区役員を常務理事に選任する。

(会則第17条)

2. 外部対応委員

下記委員を会長が指名し、総会にて承認をする。

体協理事・体協評議員・東部地区理事

- 1) 体協理事 幸手市体育協会理事会に本会の代表として参加する
- 2) 体協評議員 幸手市体育協会評議会に本会の代表として参加する
- 3) 東部地区理事 県東部協議会に本会の代表として参加する
- 4) 市民大会中央委員 市民大会へテニス協会代表として出席する

3. 各種会合

- ① 市体協理事会 (4,3月)全4回 ; 会長
- ② 市体協総会(評議員会) (5月) ; 会長&理事
- ③ さくらマラソン大会打合せ(6~3月)全8回 ; 理事
- ④ さくらマラソン大会役員 (4月) ; 理事
- ⑤ スポーツ講演会 (12月) ; 理事
- ⑥ 東部郡市テニス協議会 (6~3月)全6回 ; 理事
- ⑦ 市有運動施設利用日程調整会議(12月) ; 会長

第4項 会議について

現在、細則事項なし

第5項 会計について

現在、細則事項なし

付 則

1. 本細則は平成12年 5月28日から改正施行する。
2. 本細則は平成12年 9月 2日に一部改正する。
3. 本細則は平成15年 3月 2日に一部改正する。
4. 本細則は平成25年 4月 7日に一部改正する。